

1. 件名「新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（柏崎刈羽6，
7号機（490）」

2. 日時：平成28年12月12日 15時00分～16時15分

3. 場所：原子力規制庁 13階 B会議室

4. 出席者

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

川崎課長補佐、櫻井安全審査官、竹田安全審査官、照井安全審査官、中原安全審査官、村上安全審査官、大塚係員、糸賀原子力規制専門員、卜部原子力規制専門員

事業者：

東京電力ホールディングス株式会社：原子力設備管理部長 他7名

5. 要旨

(1) 東京電力ホールディングス株式会社から、柏崎刈羽原子力発電所6号及び7号炉の設置変更許可申請のうち、原子力事業者の技術的能力に関する審査指針への適合性について説明があった。原子力規制庁から以下の点について指摘を行った。

- 原子力安全監視室も含めた全体組織図を示し、その中で原子炉主任技術者の配置、原子力安全監視室の役割・権限を説明すること。
- 改善した業務プロセスの有効性を検証する実施主体について明記して説明すること。
- 検証委員会・改革監視委員会による客観性・妥当性の確認方針、確認結果のまとめを含めて説明すること。
- 課題と対策の対応関係について、相関図等を用いて説明すること。
- 分析及び組織要因の検討において、全社が検討対象であることを説明すること。

(2) 東京電力ホールディングス株式会社より、本日の指摘等について了解した旨の回答があった。

6. その他

提出資料：

- ・ 福島第一原子力発電所事故の知見の取り込みの考え方について
- ・ 柏崎刈羽原子力発電所6号及び7号炉 原子力事業者の技術的能力に関する審査指針への適合性について

